

保育所等の職員配置基準と保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書

保育所等の配置基準は70年以上も見直されておらず、0歳児3人、1・2歳児6人、3歳児20人、4・5歳児の子ども30人に対して保育士1人とされています。

保育士は高い専門性が求められ、責任の重い仕事にもかかわらず、平均年収は全産業の平均より著しく低くなっています。子どもの育ちを保障するだけでなく、保護者の労働や家族の生活を支え、地域の子育てを支援する役割を果たそうとするほど長時間過密労働となり、大きな負担がかかっています。

政府が発表したこども・子育て世代の支援拡充では、「1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善」、「保育士等の更なる処遇改善を検討」を方策とした。しかし、「職員配置基準の改善」については、加藤厚労大臣が記者会見で回答したとおり、配置基準そのものの引き上げではなく、保育士を配置した施設へ運営費を加算して支給するのみである。しかも、運営費が一般財源化されている公立保育所では、処遇改善も含め、実施されないことが危惧される。

現場の保育士からは、「加算では、保育所間に職員配置の格差がうまれる」「公立保育所では処遇改善が実施されていない、実態を調査してほしい」と切実な声があがっている。

子どもの安全とより豊かな保育を格差なく保障するために、国の責任で、保育基準の引き上げ、環境整備、保育労働者の処遇改善を図ることは緊急の課題です。

よって、東村山市議会は、政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記

- 1 加算ではなく保育士配置基準の見直しを図り、保育士の増員を図ること。
- 2 保育士の賃金を恒久的に引き上げ、専門職にふさわしい処遇に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年10月5日

東村山市議会議長 小町明夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

少子化対策特命担当大臣